

三春町地域まるごと省エネ計画

【 三春町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】

2019年(平成31年) 3月

三 春 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
第1節 計画策定の背景・意義	1
1. 地球温暖化の現状と影響	1
2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向と国内動向	2
3. 福島県と三春町の地球温暖化対策	2
第2節 計画の基本的事項	4
1. 計画の定義と位置づけ	4
2. 計画の期間、基準年度と目標年度	4
3. 計画の対象等	4
第2章 区域の現状	
第1節 区域の環境特性	5
1. 地勢と気候	5
2. 人口構造と将来推計	6
3. 産業構造	7
4. 交通	7
5. 土地利用、みどり	8
6. ごみ	8
7. 再生可能エネルギー	9
8. 省エネルギーの取組み（町のこれまでの取組み）	10
第2節 区域の温室効果ガス排出状況	11
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法	11
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移	11
3. 部門別温室効果ガス排出量	12
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計	14
1. 将来推計の考え方	14
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	14
第3章 計画の目標	
第1節 区域の目指す将来像	15
第2節 温室効果ガス総排出量削減目標	16
第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組み	
第1節 基本目標	17
第2節 施策と取組み	19
1. 町の施策・事業	19
2. 町民、事業者の取組み	24
第5章 重点プロジェクト	26
第6章 計画の推進	
第1節 計画の推進体制	27
第2節 計画の進捗管理	28
用語集	29

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景・意義

1. 地球温暖化の現状と影響

(1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素（CO₂）などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」の第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85℃上昇しています。過去 50年の気温の上昇は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものと考えられており、2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小 0.3～1.7℃上昇、最大 4.8℃上昇と予測されています。

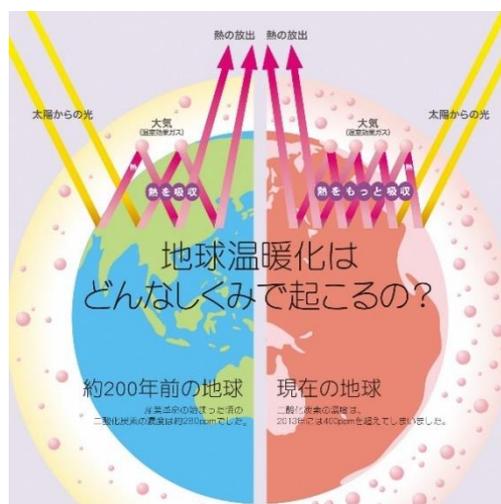


図 1-1 地球温暖化のしくみ

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

(2) 気候変動の影響

IPCC第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、右のようなものが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。



図 1-2 地球温暖化によるリスク

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

2. 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向と国内動向

(1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015年（平成27年）12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える目標も追求することなどを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、1997年（平成9年）の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、2015年（平成27年）7月に、日本の温室効果ガスの排出量を2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出し、「パリ協定」に基づき、2016年（平成28年）5月に、その達成に向けた具体的な取組みを定めた、「地球温暖化対策計画」を策定しました

併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組みを定めた「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定が定められていることに加え、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、区域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、住民・事業者・地方公共団体の地域が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することが求められています。

また、2018年（平成30年）6月には、「気候変動適応法」が公布、同年12月から施行されました。これは、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきものであるとして、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みを整備したものです。

3. 福島県と三春町の地球温暖化対策

(1) 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、2013年（平成25年）3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組みが進められてきました。さらに2016年（平成28年）3月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、福島イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきたことから、2017年（平成29年）3月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。

(2) 三春町の地球温暖化対策

三春町では、平成 23 年に「第 1 次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成 28 年に「第 2 次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町が行う事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組んできました。

しかしながら、温室効果ガスの排出は、町民、事業者、町といった、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、協力・連携して計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民、事業者、町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的、計画的に推進することを目的に、このたび「三春町地域まるごと省エネ計画～三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」を策定することになりました。

第2節 計画の基本的事項

1. 計画の定義と位置づけ

「地域まるごと省エネ計画」とは、温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容などを明確化し、地域ぐるみでの省エネルギーの取組みを推進していくために、福島県内の市町村で策定される計画です。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとし、本法律に基づき、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組みを推進していくものとしします。

また、本計画は、三春町長期計画、三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略等、町の各種計画・事業等との整合・連携を図るものとしします。

2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下のとおりとしします。

計画期間	2019（平成31）年度 ～ 2030 年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030 年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うこととしします。見直し時期の目安については、第1段階として、2020年度末までの状況をふまえて見直しを行い、第2段階として、その5年後の2025年度末までの状況をふまえて見直しを行うことを想定しています。

3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、三春町全域としします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）としします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）としします。その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討しします。

表 1-1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野 （一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 区域の現状

第1節 区域の環境特性

本町の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを検討するにあたって必要となる区域の自然的社会的特性と課題は、以下のとおりです。

1. 地勢と気候

三春町は福島県のほぼ中央に位置し、中核市である郡山市から東へ約9km、阿武隈山系の西南部にあり、町のほとんどが標高300mから500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いています。町内にJRの停車駅や高速道路のICが立地するとともに、南へ20kmの位置に空港もあり、交通アクセスは非常に便利です。

気候は内陸性で、冬の降雪は少なく、夏もあまり暑くないため過ごしやすいのが特徴です。

昭和30年に、三春・御木沢・沢石・要田・中郷・中妻・岩江(一部)の7町村が合併し誕生したのが現在の三春町で、地区によって大きく異なる特徴があります。

表2-1 各地域の環境特性

三春地区	公共施設などが集まる町の中心市街地であり、街路事業により街並みが整備されているとともに、多くの神社仏閣がまとまって建立されており、城下町の風情が残っているのが特徴です。最近では、蔵を改修した新たな店舗の出店などもあり、神社などと併せ徒歩で散策するのも魅力的なエリアとなっています。
御木沢地区	JR三春駅があり、町への玄関口になっているとともに、近隣市町村へのアクセスにも優れます。また、大規模な工業団地も立地しています。
沢石地区	町の北東部に位置し、緑豊かな里山の風景が広がる地区です。蛭や沢蟹など、近年ではあまり見ることができない多様な生態系が今なお生息し、自然共生型の地域づくりが行われています。
要田地区	JR要田駅があるとともに、船引三春ICも立地することから、周辺へのアクセスに非常に優れた地区です。特に、東隣に田村市が位置しており、同市へ通勤・通学する方も多いエリアです。
中郷地区	三春ダムにより形成された「さくら湖」があり、日本三大桜の「滝桜」もこの地区にあります。このほか、約3,000本の桜が楽しめる「さくらの公園」などもあり、春には特に多くの観光客が訪れる町の一大観光地となっています。
中妻地区	野菜の直売などを行う「三春の里田園生活館」のほか、「三春ハーブガーデン」など、魅力的な物産施設や飲食店が数多く立地しており、中郷地区と同様に、町外から多くの人々が訪れるエリアとなっています。
岩江地区	中妻地区と同様に郡山市に隣接しており、JR舞木駅も立地することから、郡山市へのアクセスが非常に良いのが特長です。そのため、郡山市へ通勤・通学する町民も多く、人口も三春地区に次ぐ規模となっています。

このように、市街地、大規模工業団地、ベッドタウン、観光地等、それぞれの地区において、多様な特性をもっており、業務部門、産業部門、家庭部門、運輸部門それぞれの部門での温室効果ガス排出量の抑制等に対応する必要性が考えられます。

【(出典) 福島県三春町移住・定住総合情報窓口等】

2. 人口構造と将来推計

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口(15 - 64 歳)は、1995 (平成7)年までは、微増または横ばいとなっていますが、2000(平成12)年以降減少しています。年少人口(0-14 歳)は、減少が続いている一方、老年人口(65 歳以上)は増加が続いており、1995(平成7)年には、老年人口が年少人口を上回っています。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、老年人口も2030(平成42)年以降は減少に転ずると予測されています。

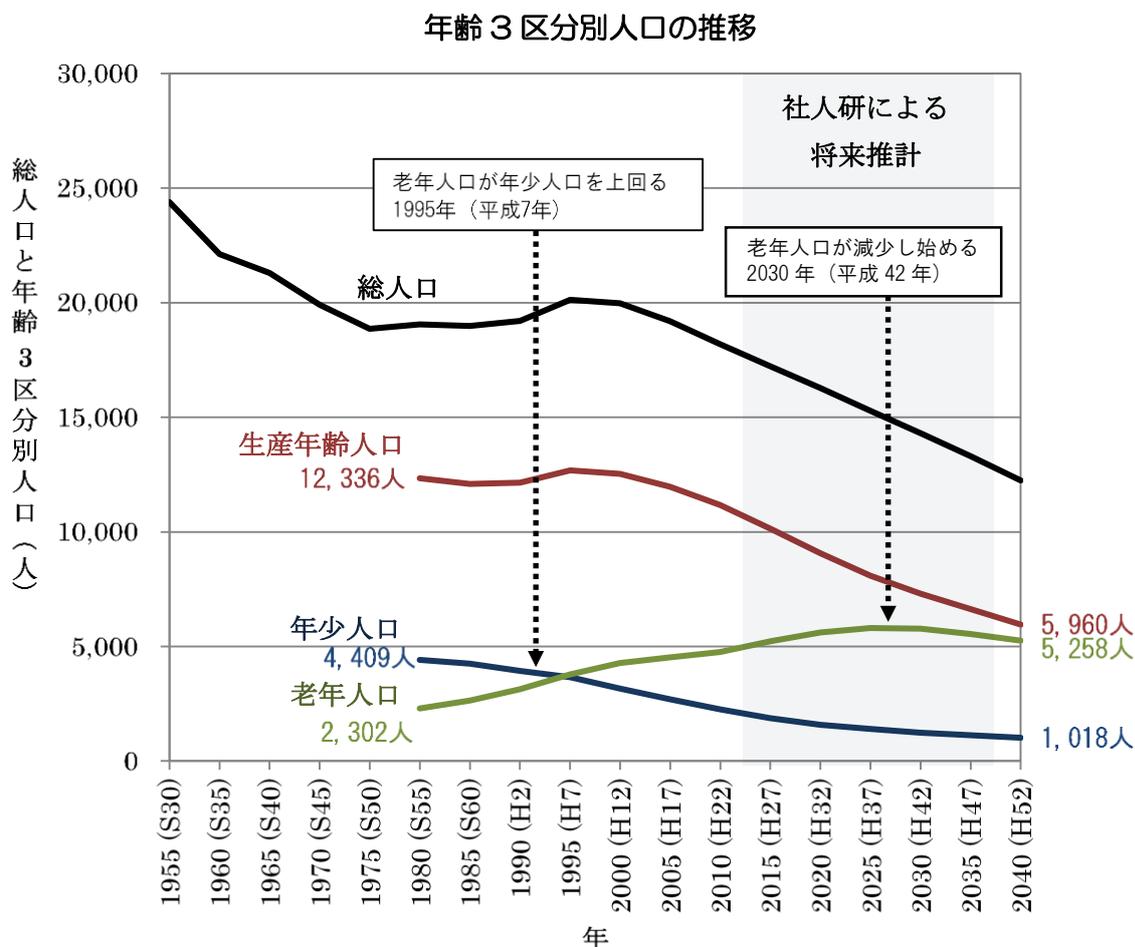


図 2-1 年齢3区分別人口の推移

【(出典) 三春町人口ビジョン】

3. 産業構造

産業分類で見ると第3次産業が約6割と最も多く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっています。個別にみると他の産業と比較して農業、建設業、製造業、卸売業・小売業の割合が高くなっています。

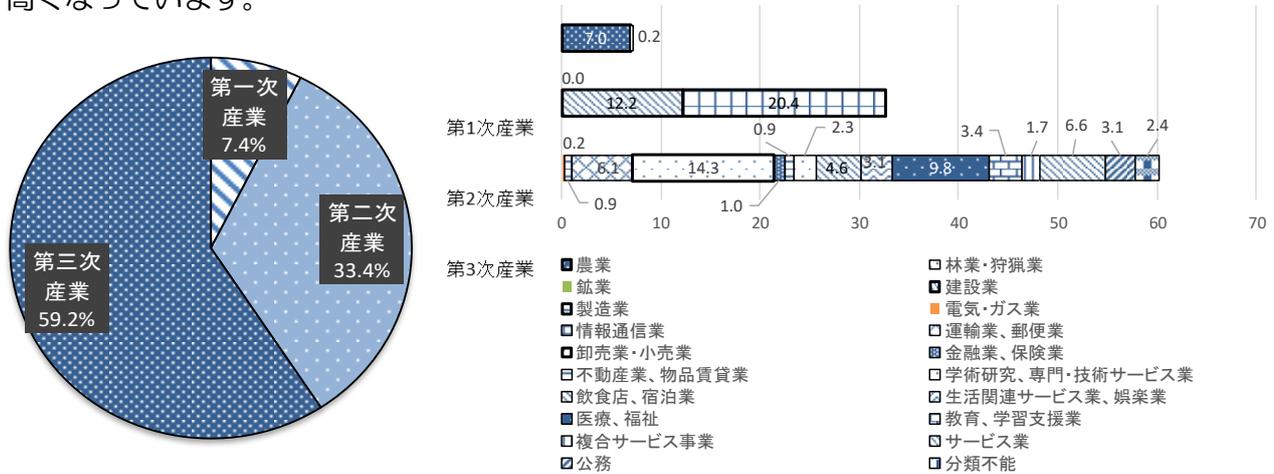


図 2-2 産業別就業人口割合 (平成 27 年) 【(出典) 三春町町政要覧 資料編】

4. 交通

三春町における自動車保有台数は、平成29年度末時点で16,071台で、過去5年間で約500台増加しています。

三春町の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、タクシーがありますが、JR磐越東線は郡山市など町外への重要な交通手段であり、1日に約1,000人が三春駅を利用しています。路線バスでは、福島交通(株)が郡山市や田村市を結ぶ2路線を運行しています。町営バスは、通勤・通学や通院、買い物などの町内の移動手段として18路線運行しています。タクシーは、町内に3つの事業所があり、いつでもどこからでも乗ることができる交通手段として利用されています。

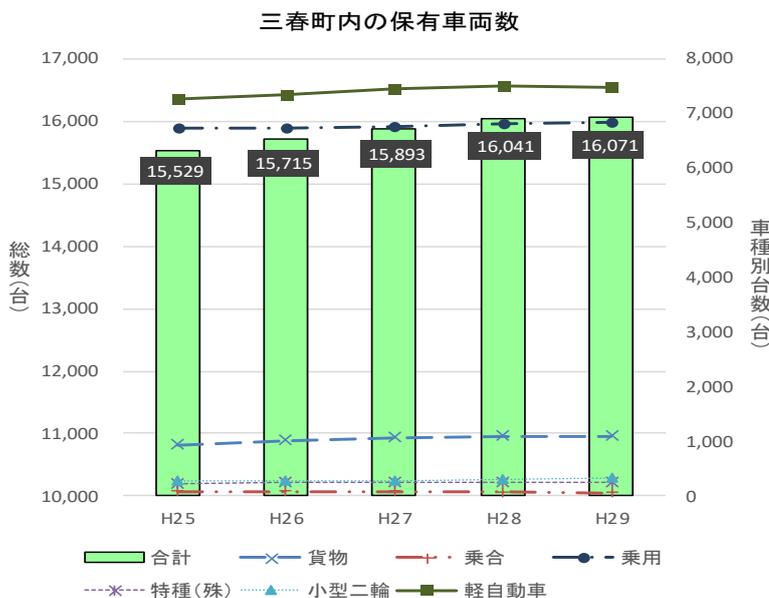


図 2-3 三春町内の保有車両台数 【(出典) 東北運輸局 福島県市町村保有車両数】

5. 土地利用、みどり

三春町の町域面積は7,276haであり、そのうち山林（34%）の占める面積が最も多く、次いで畑（24%）、田（10%）となっています。

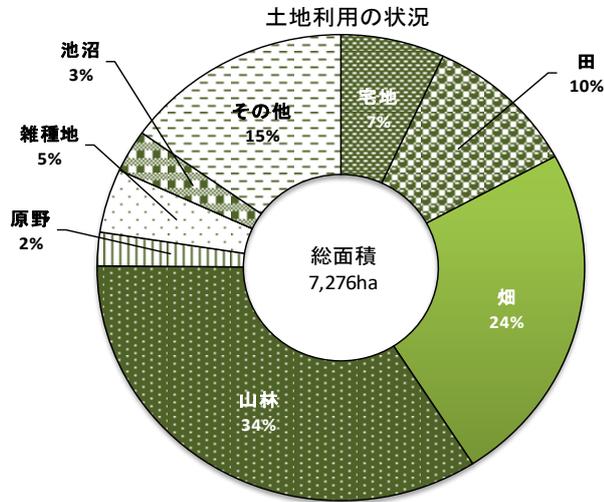


図 2-4 三春町内の土地利用の状況（平成 29 年度）

【(出典) 三春町町政要覧 資料編】

6. ごみ

三春町では東日本大震災後の平成 23～24 年度をピークにごみの排出量が増加しましたが、震災前の水準には至っていないものの、平成 25 年度以降はわずかながら減少しています

また、町ではごみ減量・リサイクル推進のため、以前は燃えるごみとして排出されてきた紙類を「雑がみ」として、分別・資源化に努めています。

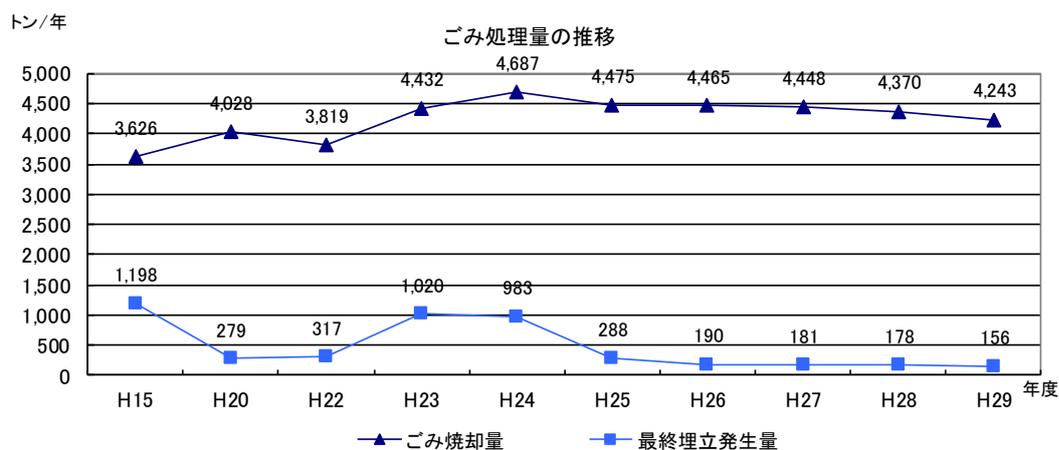


図 2-5 三春町のごみ処理量（焼却、埋立）の推移

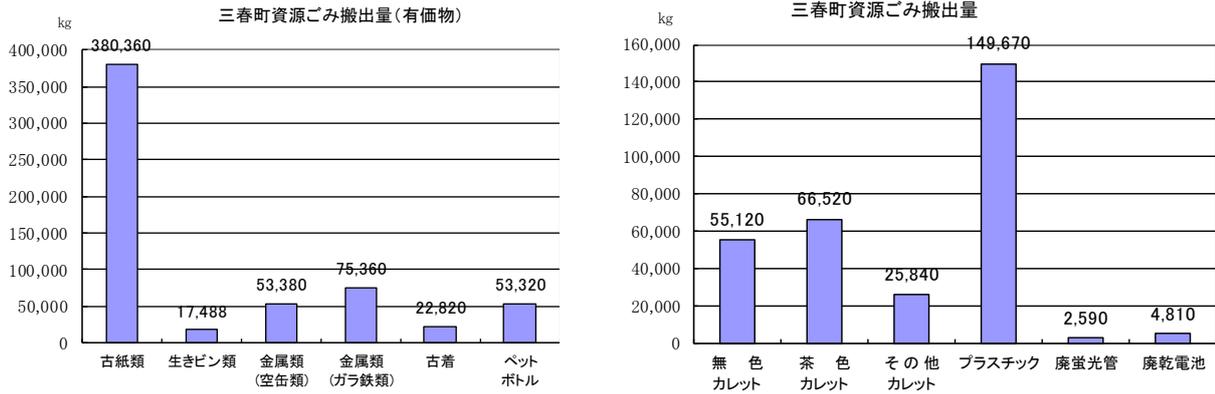


図 2-6 三春町の資源ごみ搬出量（平成 29 年度）

7. 再生可能エネルギー

町は、二酸化炭素排出量の削減及び防災拠点施設における災害時の電源確保等を目的に、福島県防災拠点支援事業補助金を活用して、公共施設や小中学校の計 5 か所に太陽光発電及び蓄電池を設置し稼働しています。

また、家庭での再生可能エネルギーの推進のため、平成 25 年度より、住宅用の太陽光発電やリチウムイオン蓄電池の設置に対する補助金（三春町住宅用新エネルギー設備等設置費補助金）の交付を行ってきました。設置費用の値下がり傾向や設置件数の減少をふまえ、補助制度の見直しが必要となっています。

表 2-2 三春町内の公共施設への再生可能エネルギー導入状況

施設名	再生可能エネルギーの種別・容量
三春交流館「まほら」	太陽光発電 20kW 蓄電池 18.2kWh
三春町民体育館	太陽光発電 10kW 蓄電池 11kWh
沢石小学校	太陽光発電 10kW 蓄電池 12kWh
中郷小学校	太陽光発電 20kW 蓄電池 25.3kWh
岩江中学校	太陽光発電 20kW 蓄電池 25.3kWh

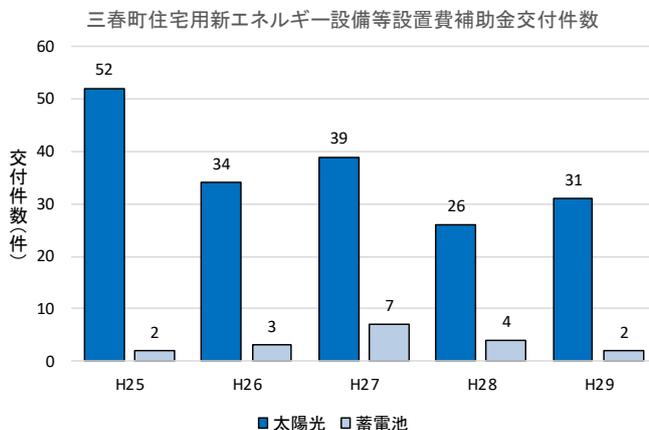


図 2-7 三春町内の住宅への太陽光発電設備などの導入に係る補助金交付件数

8. 省エネルギーの取組み（町のこれまでの取組み）

三春町では、平成 23 年に「第 1 次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成 28 年に「第 2 次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町が行う事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

また、職員個人の省エネに関する取組みだけでは限界があるため、省エネ・高効率設備の導入を推進することとし、特に電力使用量のうち照明設備によるものが空調に次いで多く、LED化することで省エネが図れることから、「公共施設における照明設備のLED化に係る基本方針」を策定し、計画的なLED照明の導入を進めています。

なお、町民や事業所においては、まず地球温暖化に関心を持ってもらい、気軽に省エネに取り組むことができるように、希望者にゴーヤの苗を配布するなどしてグリーンカーテンの取組みを推進しています。

第2節 区域の温室効果ガス排出状況

1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源 CO₂ と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源 CO₂ です。しかしながら、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出されます。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」を参照しています。

2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、微増減を繰り返しながら推移しており、2010（平成 22）年度以降は増加傾向です。直近の 2015（平成 27）年度の排出量は、13.8 万 t-CO₂ でした。

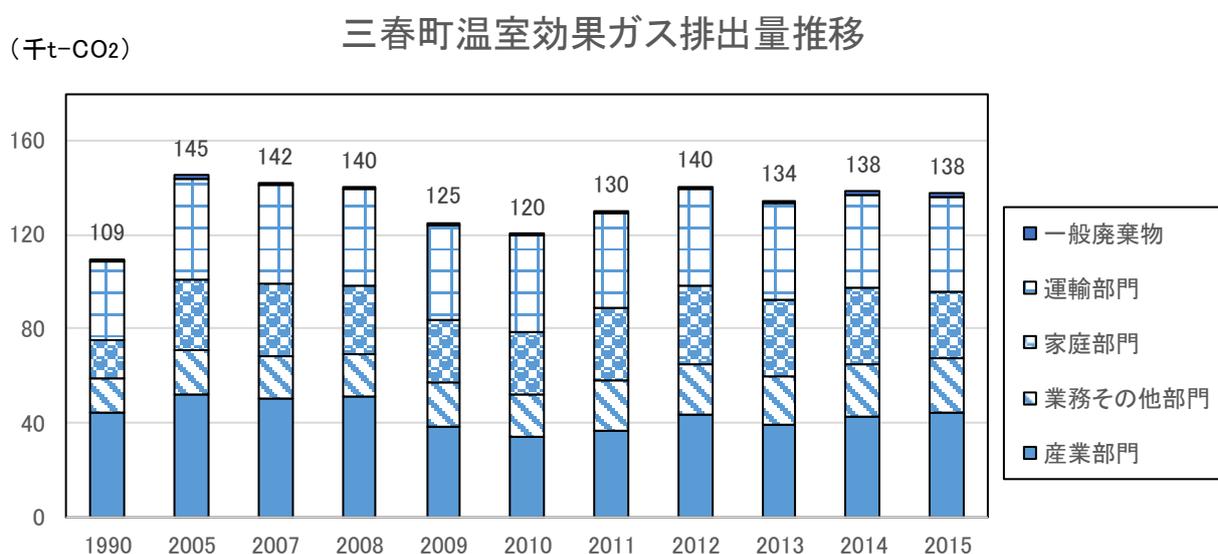


図 2-8 温室効果ガス排出量の推移

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」】

3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門と産業部門からそれぞれ約3割、次いで家庭部門から24%、業務その他部門が16%、一般廃棄物からの排出量が約1%となっています。

県や全国と比較すると、運輸部門、家庭部門が占める割合が多く、業務その他部門と産業部門の割合が少なくなっています。

部門別温室効果ガス排出量の推移では、産業部門と業務その他部門は微増、家庭部門は微減、運輸部門と廃棄物分野は横ばいの状況です。

三春町部門別温室効果ガス排出量(2013年度)

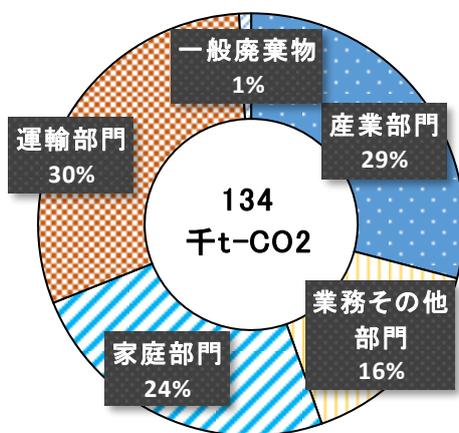


図 2-9 2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

部門別排出量(県・全国との比較)

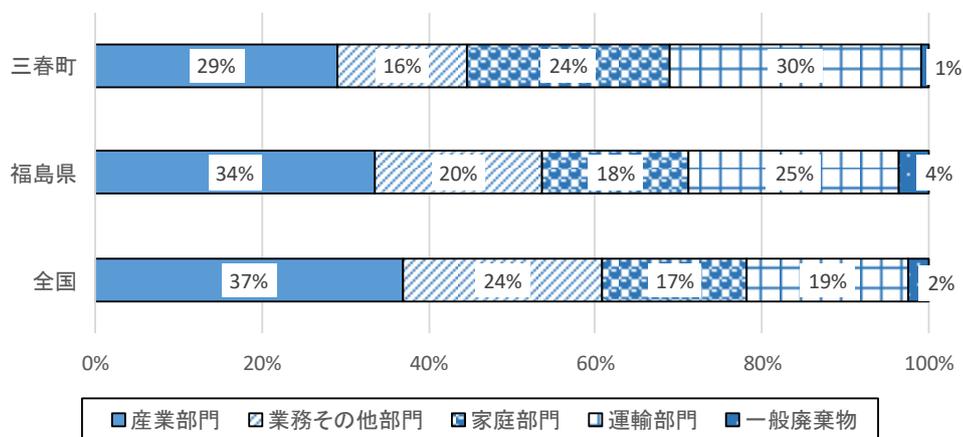


図 2-10 部門別温室効果ガス排出量(県・全国との比較)

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO2 排出量の現況推計値」】

表 2-3 部門別温室効果ガス排出量の推移

部門等	2013 (平成25)年度		2015 (平成27)年度		2015 (平成27)年度	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	2013年度比 増減量 (千t-CO ₂)	増減率
合 計	134.35	100%	137.65	100%	3.30	2.5%
産業部門	39.11	29%	44.63	32%	5.51	14.1%
製造業	37.03	28%	41.64	30%	4.61	12.4%
建設業・鉱業	1.85	1%	2.52	2%	0.67	36.2%
農林水産業	0.23	0%	0.46	0%	0.24	103.4%
業務その他部門	20.83	16%	22.67	16%	1.84	8.8%
家庭部門	32.70	24%	28.68	21%	-4.01	-12.3%
運輸部門	40.49	30%	40.18	29%	-0.31	-0.8%
自動車	39.12	29%	38.92	28%	-0.20	-0.5%
旅客	21.24	16%	20.41	15%	-0.83	-3.9%
貨物	17.88	13%	18.51	13%	0.63	3.5%
鉄道	1.37	1%	1.26	1%	-0.11	-8.1%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	1.22	1%	1.49	1%	0.27	22.3%

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO₂ 排出量の現況推計値】

第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の考え方

将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量を推計するものです。本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「三春町人口ビジョン」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

三春町の温室効果ガス排出量は、2020年度は12.2万t-CO₂（2013年度比-9%）、2030年度は10.8万t-CO₂（2013年度比-20%）と推計されました。今後、三春町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

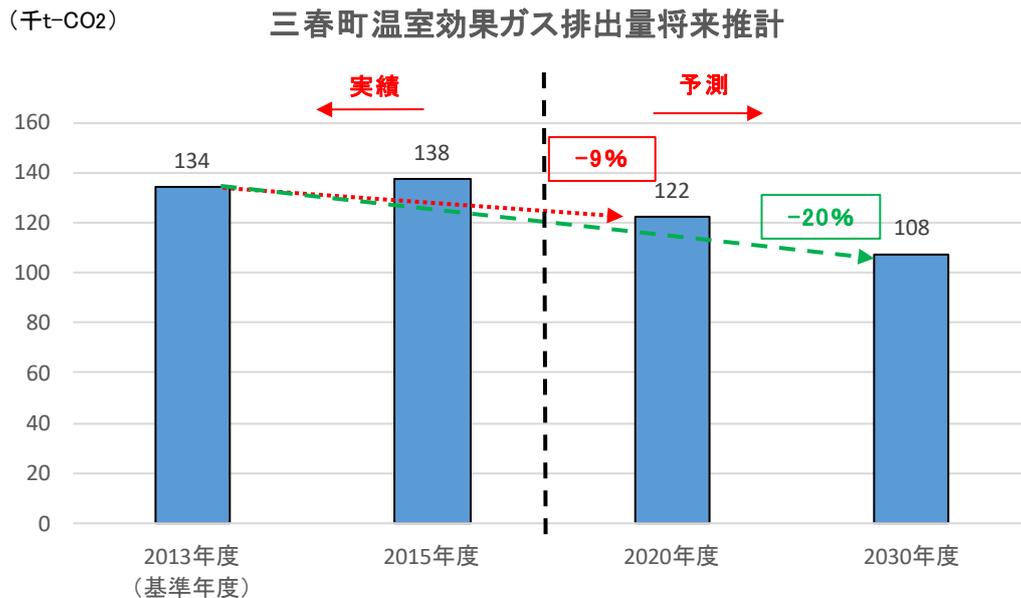


図 2-11 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

第3章 計画の目標

第1節 区域の目指す将来像

「第7次三春町長期計画」では、まちづくりに対する町民共通の基本的な理念を表した昭和55年に制定された三春町民憲章をふまえ、先人から受け継いできた美しく豊かな里山の恵みと古いしゅの時代から近現代の長きにわたり息づく歴史文化遺産を最大限に生かしながら、三春町に住む人、だれもがまちづくりの主役として、地域に誇りと愛着を感じられる“活気”に満ちたまちを、10年後のまちの姿として描いており、以下のような将来像を定めています。

「豊かな自然・歴史・文化に育まれ 未来に輝く元気なまち 三春」
 ~いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり~

本計画においてもこの将来像を目指すとともに、将来像の実現のため、以下の3つの方向性に配慮し、地球温暖化対策に取り組むものとします。

- 《将来像実現のための3つの方向性》**
- ①環境、経済、社会の統合的な向上に資するような地方創生型施策の推進を図ります。
 - ②地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）を維持・質の向上により、地域の経済社会活動の向上を目指します。
 - ③地域資源の活用を通じた環境保全の取組みにより、地域経済・社会の課題解決を目指します。

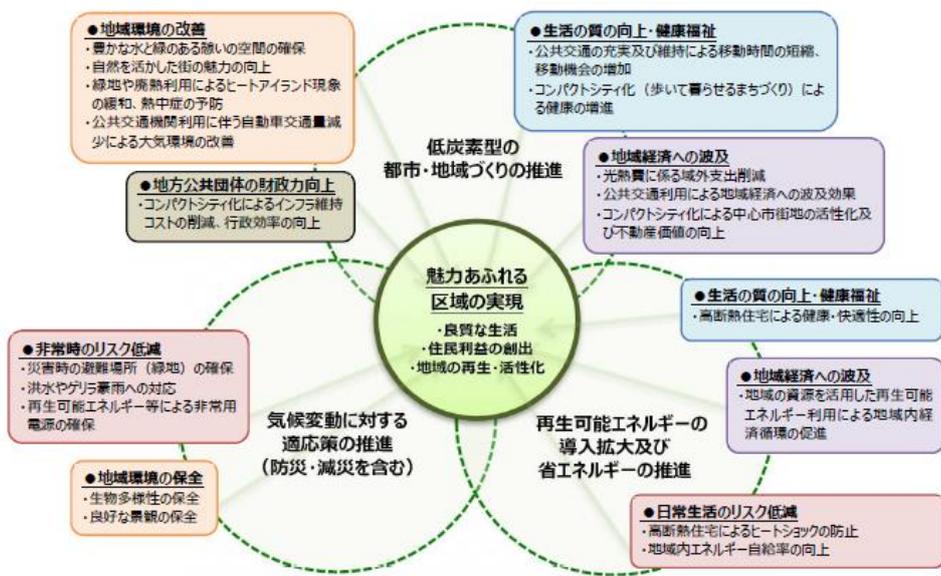


図 3-1 地球温暖化対策に伴うコベネフィットの例

【(出典) 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (本編) Ver.1.0】

第2節 温室効果ガス総排出量削減目標

国は「パリ協定」の採択を受け、平成 28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26.0%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおり国の目標を踏まえたものとしします。

削減の目安

2030年度までに、
2013（平成 25）年度比で 26%削減

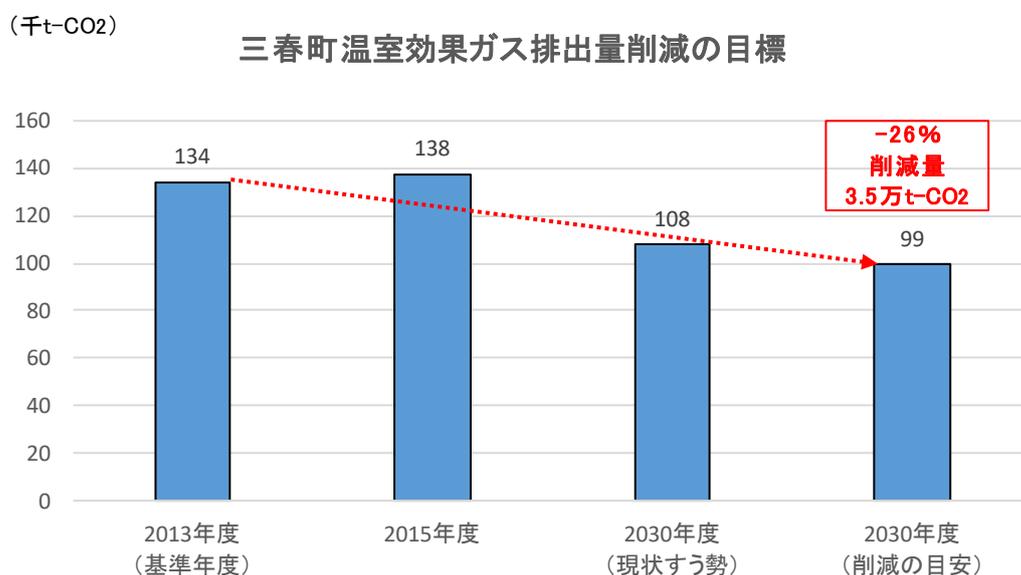


図 3-2 温室効果ガス総排出量削減の目標

本町の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状すう勢ケースである程度の減少が見込まれています。残りを着実に減らしていくための取組みを次頁以降で示します。

第4章 温室効果ガス削減・抑制のための取組み

第1節 基本目標

本町の望ましい環境像「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち三春～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～」を見据え、将来像実現のための3つの方向性をふまえながら、以下の基本目標のもとに、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な取組を推進していきます。

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う排熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町の自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用の促進やエネルギーの面的利用に積極的に取り組みます。

基本目標2

省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減にはエネルギー消費量の削減が欠かせません。行政・事業者・町民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取組み推進にあたっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取組みと日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取組み、双方を推進していきます。

基本目標3

低炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等を将来的に目指した低炭素型のまちづくりが必要とされます。また、吸収源となる森林の保全にも配慮することが重要です。

また、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、第7次三春町長期計画、三春町公共施設等総合管理計画等の整合も図りつつ、低炭素型まちづくりを推進していきます。

基本目標4

循環型社会の推進

3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）の取組みによるエネルギー起源CO₂の排出抑制のほか、廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

三春町では、田村市・小野町と広域行政組合を組織して、燃えるごみを広域的に処理しています。連携して廃棄物等を利用した熱等の利活用を推進すると共に、町全体での3Rの取組みを推進していきます。

基本目標5

多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。また、低炭素型まちづくりでは、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となることが求められます。

このように、取組全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

第2節 施策と取組み

1. 町の施策・事業

(1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取組みのみならず、本町で実施する全ての事業において地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

将来像	
「豊かな自然・歴史・文化に育まれ未来に輝く元気なまち三春」 ～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	施策① 太陽光発電等の普及促進
	施策② 木質バイオマス等の活用の推進
2. 省エネルギーの推進	施策① 事業者の省エネルギーの推進
	施策② 町民の省エネルギーの推進
	施策③ 町の省エネルギーの推進
3. 低炭素型まちづくりの推進	施策① 低炭素型車社会づくりの推進
	施策② 吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	施策① ごみの減量化・資源化促進
5. 多様な人々が取り組む環境づくり	施策① 情報交換の場の醸成
	施策② 体験・学習の場の創出

(2) 施策・事業

個々の対策・施策について、温室効果ガスの削減効果を定量的に評価することは、必ずしも容易ではありません。また、対策・施策の種類や内容によっては実施から効果の確認までに長期間要するものもあります。

そのため、個々の対策・施策について、温室効果ガス排出削減量とは別個に定量的な進捗管理目標を設け、取組状況を明確なものとし、定期的な評価・改善に活用します。

基本目標1

再生可能エネルギーの導入・利用促進

施策① 太陽光発電等の普及促進

指標	現状 (2017年度)	目標 (2030年度)
太陽光発電の設置数 (住宅用)	182 件 (累計) ※	600 件 (累計)
蓄電池の設置数 (住宅用)	18 件 (累計) ※	150 件 (累計)

※町の補助金交付件数 (平成 25 年度から平成 29 年度まで)

取組みの例

施策① 太陽光発電等の普及促進

- 太陽光発電等の設置に関する情報提供、アドバイスなどソフト的支援
- 公共施設への太陽光発電システムの率先的導入
- 再生可能熱エネルギーの導入推進

施策② 木質バイオマス等の活用の推進

指標	現状 (2017年度)	目標 (2030年度)
その他の再生可能エネルギーの導入数	1 件	2 件

取組みの例

施策② バイオマス等の活用の推進

- 森林資源の木質バイオマスへの利活用
- 公共施設への木質バイオマスの積極的活用
- ソーラーシェアリングの推進
- 再生可能エネルギー導入に関する可能性調査

基本目標2

省エネルギーの推進

施策① 事業者の省エネルギーの推進

指標	現状（2017年度）	目標（2030年度）
「福島議定書」事業の参加数	事業所版 15 事業所 学校版 4 校	事業所版 30 事業所 学校版 9 校

取組みの例

施策① 事業者の省エネルギーの推進

- 「福島議定書」への参加促進
- 建物の省エネルギー化の促進
- 省エネルギー診断の促進
- BEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の導入促進
- 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）の導入促進
- エコドライブの推進

施策② 町民の省エネルギーの推進

指標	現状（2017年度）	目標（2030年度）
「みんなでエコチャレンジ」事業の参加数	9人	50人

取組みの例

施策② 町民の省エネルギーの推進

- 「みんなでエコチャレンジ」への参加促進
- 住宅の省エネルギー化の促進
- うちエコ診断等省エネルギー診断の促進
- HEMS等エネルギーマネジメントシステムの導入促進
- 高効率設備機器の購入促進
- 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車）の購入促進
- エコドライブの推進

施策③ 町の省エネルギーの推進

指標	現状（2017年度）	目標（2030年度）
町の事務事業からの温室効果ガス排出量	5,176 t-CO ₂	4,576 t-CO ₂

取組みの例

施策③ 町の省エネルギーの推進

- 「三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく取組み推進

基本目標3

低炭素型まちづくりの推進

施策① 低炭素型車社会づくりの推進

指標	現状 (2017年度)	目標 (2030年度)
公共交通利用者数 (町営バス)	34,780人	41,280人

取組みの例

施策① 低炭素型車社会づくりの推進

- 次世代自動車 (電気自動車、プラグインハイブリッド車) の普及推進
- 公共交通・自転車利用の促進
- 公共交通路線の整備推進
- 交通円滑化のための整備推進

施策② 森林吸収源対策

指標	現状 (2016~2017の年間平均間伐面積)	目標 (2030年度)
年間の間伐面積	2.70ha	20.00ha

取組みの例

施策② 吸収源となる森林の保全・活用

- 緑地の保全
- 森林経営活動の促進
- 植林活動の促進

基本目標4

循環型社会の推進

施策① ごみの減量化・資源化促進

指標	現状 (2017年度)	目標 (2030年度)
一人当たりのごみ排出量	年間 325kg	年間 280kg
リサイクル率	17.7%	25%

取組みの例

施策① ごみの減量化・資源化促進

- 家庭ごみ・事業系ごみの分別指導と啓発の促進
- 食品ロス等を減らす取組みの推進
- 減量化・再使用・資源化の取組みの推進
- 未分別品目の再資源化の検討

基本目標5**多様な人々が取り組む環境づくり**

施策① 情報交換の場の醸成

指標	現状（2017年度）	目標（2030年度）
地球温暖化対策のイベント実施回数	年間 0回	年間 2回

取組みの例

施策① 情報交換の場の醸成

- 地球温暖化対策の情報提供の推進
- 地球温暖化対策の発信方法の検討
- 町民・事業者・町の情報交換の場の醸成

施策② 体験・学習の場の創出

指標	現状（2017年度）	目標（2030年度）
環境講座実施件数	年間 0回	年間 2回

取組みの例

施策② 体験・学習の場の創出

- 環境教育・学習体験の推進
- 環境教育・学習講座の実施支援
- 地球温暖化対策を担う人材育成の促進

2. 町民・事業者の取組み

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組みを自主的に推進していきます。

なお、町が温室効果ガスの排出者としての立場から、職員らが取り組むべき内容は「第2次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「第3章 取組内容」に基づいて行います。

（1）町民の役割

地球温暖化は着実に進行している重要な問題です。まずは町民一人ひとりが地球温暖化に関心を持ち今できる取組みから着実に行動し、やがて個人から集団単位での温暖化対策に関する活動が生まれることにより、温室効果ガス削減の加速化を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の中でできる省エネルギー行動を実践する。・家電製品は省エネモードを活用し、使用しないときは電源を切る。待機電力の削減も意識する。・近所への外出はできるだけ徒歩や自転車を利用する。・自動車の運転は、「急」のつく運転（急発進・急ブレーキ）を避け、エコドライブに努める。
エネルギーの利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・買い替えの際は省エネルギー型家電製品の購入に努める。また、照明のLEDへの更新を進める。・住宅を新築・改築する際は、冷暖房効率にすぐれた高断熱住宅を検討する。・次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）への買い替えを進める。・住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討する。
低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・身近な場所の緑化に努める。・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・必要なものを必要量買い、ごみの発生抑制に努める。・マイバッグの持参、容器・包装の少ない商品の購入に努める。・食材の使い切り、ごみの減量化に努める。・資源の集団回収に協力する。・環境にやさしい商品の使用に努める。・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、地球温暖化に関する意識の啓発に努める。・家庭や仲間、町内会など、環境教育に係る取組みの輪を広げ、環境保全意識の共有化を図る。・環境団体の活動に参加する。

(2) 事業者の役割

それぞれの事業者が、経営方針、事業内容や規模に照らし、創意工夫しながら適切な取り組みを推進していくとともに、事業所の自主的な環境活動の実践、環境負荷の少ない製品やサービスを提供することにより、事業活動により排出される温室効果ガスの削減を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・昼休みの消灯やノー残業デー、ノーマイカーデーを設定するなど、できることから省エネルギー行動を実践する。・クールビズ、ウォームビズを励行し、冷暖房の適正化を図る。・パソコンは省エネルギーモードで使用し、使わないときは電源を切る。・待機電力の削減に努める。・社用車の運転時、エコドライブに努める。・徒歩（ウォークビズ）や自転車での通勤を励行する。
エネルギー利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・設備更新時は省エネルギー設備の導入に努める。・トップランナー基準を満たした電気製品の導入に努める。・エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法の検討を行う。・建築物を新築・改築する際には、高断熱化に努める。・燃費基準達成車への買い替えに努める。・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討する。・施設園芸・農業機械の削減対策を検討する。
低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・敷地内の緑化に努める。・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・製品製造過程における廃棄物の減量化・再生利用に努める。・容器・包装の少ない製品の製造・販売に努める。・再生資源などの使用に努める。・製品製造・販売時に発生した廃棄物の適正な処理に努める。・容器・包装の少ない製品を購入する。・グリーン購入に努める。・資源の集団回収に協力する。・両面印刷に努めるとともに、ミスプリントの防止に努める。・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、従業員個人の意識啓発に努める。・職場での環境教育に努める。・環境団体の活動に参加する。

第5章 重点プロジェクト

プロジェクト1 森林整備と木材利用の推進

町土の34%を森林が占めており、森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を固定し、地球温暖化防止に重要な役割を果たしているだけでなく、水源の涵養や土砂災害防止、保健休養の場の提供など多面的機能を有していることから、森林を適切な状態にするために、森林施業（更新、保育、間伐、主伐）を計画的に推進します。

また、炭素を貯蔵する木材の積極的な利用を図ることは、化石燃料の使用量を抑制し、CO₂の排出抑制に資するとともに持続可能な森林経営に寄与することから、公共建築物における地域材を利用した木材化、木質化を推進するとともに、木質バイオマスエネルギー利用施設の導入についても検討します。

プロジェクト2 三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組強化

三春町役場が行う事務事業に関して温室効果ガスの削減を定めた「三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について、各課と協力・連携し取組みを強化します。町民や事業者への率先垂範となるべく、職員1人ひとりが省エネ・省資源に取り組むほか、設備の更新にあたっては、省エネ・高効率の設備の導入を推進します。特に照明設備の電力消費量が空調設備に次いで大きいことから、「公共施設における照明設備のLED化に係る基本方針」に基づき、財政状況を鑑みながらLED照明への転換をすすめます。

プロジェクト3 こおりやま広域連携中枢都市圏と連携した地球温暖化対策の検討

2018年12月1日に気候変動適応法が施行されたように、地球温暖化対策は緩和策（温室効果ガスの抑制）と適応策（気候変動影響に対する自然や社会・経済システムの調整）の両方が必要です。

郡山市を中心として「気候変動適応法に係る研究会」を立ち上げ、現在の気候変動とその影響を整理し、将来の気候変動とその影響を予測したうえで、気候変動影響への対応を検討します。併せて、こおりやま広域連携中枢都市圏（近隣自治体）共同または町単独での気候変動適応計画（指針）の策定を検討します。

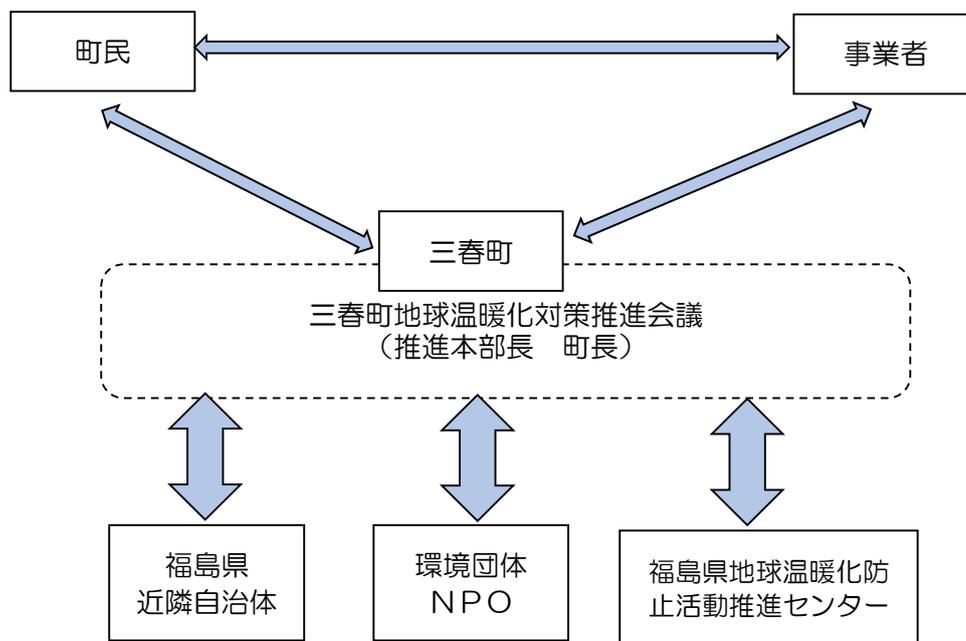
第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、町民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地域における地球温暖化防止の取組みを進めていくためには、町民、事業者、関連団体、町が協力・連携を図りながら、計画で示した施策を実行していくことが重要です。

三春町では、庁内組織である「三春町地球温暖化対策推進会議」において、町が実施する地球温暖化対策に関する各種施策の調整を図り、また、町民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動につながる取組みに関する提案や協議、情報交換を行っていきます。



図表 6-1 推進体制図

第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

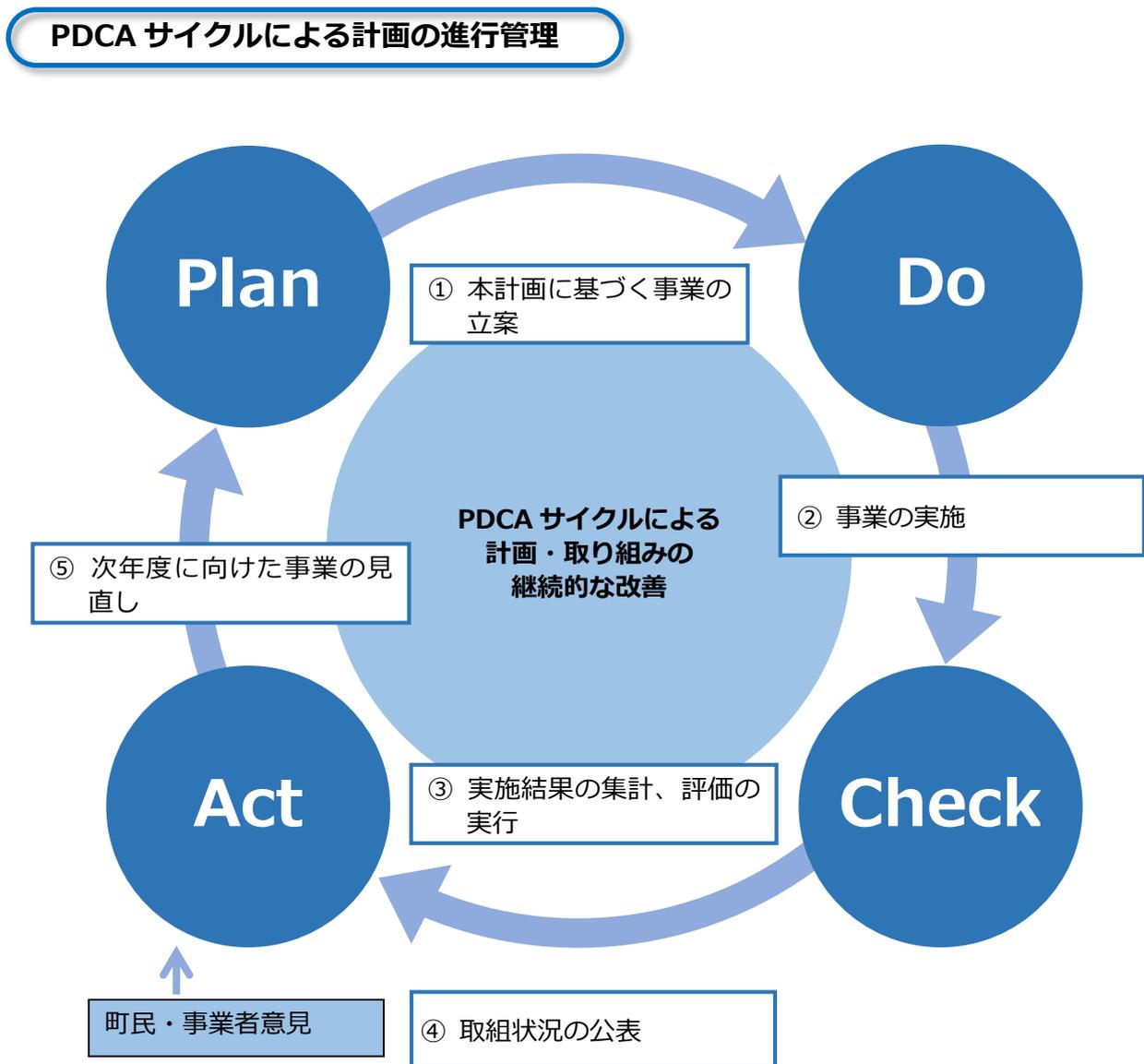


図 6-2 PDCA サイクルによる計画の進行管理

用語集

【英数字】

●BEMS

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステム。

●HEMS

「Home Energy Management System」の略で、住宅のエネルギーを管理するシステムの総称。家庭の電気設備や家電製品をスマートフォンなどで見える化したり、家電機器を自動制御するなどして、エネルギーを上手に節約するためのシステム。

●IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

●LED

Light Emitting Diodeの略。一方向に電圧を加えたときに発光する半導体素子のこと。発光ダイオードとも呼ばれる。この発光原理を利用した照明ランプは低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、省エネルギーや地球温暖化対策の観点から、蛍光灯からLED照明器具への切り替えが推進されている。

●PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）の4つの工程でサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

●3R

「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再利用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字をとって呼ばれる、廃棄物処理やリサイクルに関する考え方。

【あ 行】

●ウォークビズ

歩きやすい靴や服装を選んで出勤する新しいワークスタイル。福島県では今年4月からウォークビズを推進している。心身の健康づくりとなるだけでなく、自家用車を使わないことで、地球温暖化対策にも貢献する。

●ウォームビズ

クールビズの秋冬版で、暖かい服装を着用し暖房に頼りすぎないビジネススタイル。暖房時の室温を20℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

●うちエコ診断

国の委託を受けて地球温暖化防止活動推進センターが行う家庭での省エネ・温暖化対策支援策。うちエコ診断員が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行う。各家庭の「どこから」「どれだけ」CO₂が排出されているのかを見える化し、削減余地の大きい分野を集中的に対策の提案を行う。

●エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組み。現在、民主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

【か 行】

●京都議定書

1997年12月京都で開催された、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書で、2005年に発効。先進締約国に対し、2008～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減を義務づけた。

●クールビズ

地球温暖化対策の一環として2005年に政府が提唱した、夏期における衣服の軽装化キャンペーン。ネクタイや上着をなるべく着用せず（ノーネクタイ・ノー上着）、冷房時の室温を28℃に設定することにより、地球温暖化対策・省エネルギーを推進する。

●グリーンカーテン

ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物をネットで窓の外にはわせて作る自然のカーテン。日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える効果がある。これによりエアコンの設定温度を高くしたり、使わない時間を増やすことで節電ができ、地球温暖化対策にもなる。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境に優しいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。

●高断熱住宅

建物全体に断熱材を多く用いるなどして、断熱性を高めた住宅。外気の影響を受けにくく、適度な室温を保つことができる。また、気密性を高めることによって熱損失が少なくなり、さらに冷暖房の効率が良くなるため、これを「高气密高断熱住宅」という。省エネ住宅の代表的なもの。

●こおりやま広域連携中枢都市圏

郡山市と三春町を含む近隣 14 市町村が、少子高齢・人口減少社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、連携協約を締結して市町村を越えた広域的な取組みを行うために形成された圏域。

●コベネフィット

一つの活動がさまざまな利益につながっていくこと。本計画では、さまざまなアプローチから地球温暖化対策を行い、地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）の維持、向上によって、地域経済や社会活動における課題についても解決を目指していくことを指す。

【さ 行】

●再生可能エネルギー

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが推進されている。

●次世代自動車

窒素酸化物（Nox）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。普及が進んでいるハイブリッド自動車や電気自動車のほか、燃料電池自動車や天然ガス自動車などがある。

●循環型社会

20 世紀後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方によって、資源・エネルギーの循環的な利用がなさ

れ、環境負荷の少ない社会をイメージした言葉として使われるようになった。2000年に日本では「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環型社会を構築する方法として、「ごみを出さない」「出たごみはできるだけ利用する」「利用できないごみは適正に処分する」の3つを示している。

●ソーラーシェアリング

農作物に一定の光が届くよう、農地の上に間隔をあけて太陽光パネルを並べて農作物と電力の両方を得ようとする。

【た 行】

●地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

●低炭素型まちづくり

使用エネルギーの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーの推進、緑化（森林保全）の取組み等によって、温室効果ガスのうち大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ないまちづくりを進めること。

●トップランナー基準

製造事業者等に、省エネ型の製品を製造するよう基準値を設けクリアするように課した「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づく措置。トップランナー基準は、自動車の燃費基準や家電・OA機器等の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている機器の性能以上にするというもの。

【な 行】

●燃費基準達成車

省エネ法に基づきトップランナー方式により設定された目標年度における自動車の燃費目標基準を達成、または一定割合以上超過達成している自動車。燃費基準達成車は自動車税、自動車重量税、自動車取得税の優遇措置がある。（エコカー減税）

【は 行】

●パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年

11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的とし、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、さらに「1.5℃に抑えるための努力を追求すること」（1.5℃目標）としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に、世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲に収めるという目標を掲げている。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。さらに、継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

●福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す取組み。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大を目指す。

●「福島議定書」事業

県内の事業者や学校の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「議定書」を締結することにより、地球温暖化対策の取組みを推進する福島県が行う事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「従来編」と「上級編」がある。優秀な取組が行われた事業所や学校には表彰が行われる。

●福島新エネ社会構想

福島県の「2040年までに福島県内のエネルギー需要の100%を再生可能エネルギーから産み出す」との大きな目標のもと、未来の新エネルギー社会の実現に向けたモデルを福島全県で創出し、世界に発信することで、再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とすることを目指すもの。

【ま 行】

●「みんなでエコチャレンジ」事業

県内の一世帯あたりのCO₂排出量を1%以上削減することを目指し、一世帯あたりの県民に省エネ、省資源を実践してもらおう（福島エコ道）福島県の取組み。一世帯あたりのCO₂排出量の1%分は、スギの木6本が1年間に吸収するCO₂の量に相当するため、「スギの木6本分のCO₂を削減する」ことをスローガンに掲げている。

●木質バイオマス

本来、木材など植物系の生体のことを意味する。植物は環境中の代表的な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石油・石炭などの化石燃料の代替エネルギー源として使用すれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。木質バイオマスの燃焼による発電や熱利用など、再生可能エネルギーとしての利用が全国各地で進んでいる。

三春町地域まるごと省エネ計画
【三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】
2019年（平成31年）3月

福島県三春町